

事 務 連 絡  
令和 4 年 3 月 1 日

国土技術政策総合研究所 企画部 施設課長 殿  
各地方整備局 企画部 情報通信技術課長 殿  
北海道開発局 事業振興部 機械課 電気通信官 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部 情報通信技術室長 殿

大臣官房 技術調査課  
電気通信室 企画専門官

「「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」  
の一部改正について」の運用について

電気通信設備工事の調査基準価格の算定については、「「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」の一部改正について」（平成 31 年 3 月 26 日付け国官会第 22173 号）及び「「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱い」の運用について」（平成 21 年 3 月 31 日付け国技電第 51 号）（以下、「室長通達」という。）により運用しているところである。

今回、「「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」の一部改正について」（令和 4 年 2 月 24 日付け国官会第 20279 号）により、各費目に乗じる率の一部が変更されたところであり、電気通信設備工事についてもこれに準拠することとなるので念のため連絡する。

なお、これにより室長通達記 1. の各費目構成については変更がないことから、機器単体費の調査基準価格算出の基礎となる額は、「機器単体費」に 10 分の 9.20 を乗じて得た額となるので注意されたい。